

## 参考資料

- 資料1 目黒区芸術文化振興条例
- 資料2 目黒区芸術文化振興プラン改定の経過
- 資料3 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱及び名簿
- 資料4 目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領
- 資料5 用語解説

# 資料1 目黒区芸術文化振興条例

目黒区芸術文化振興条例

平成14年7月1日

目黒区条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化の振興に関し、その基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

(区の責務)

第3条 区は、基本理念にのっとり、芸術文化の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、芸術文化の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、国及び他の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

4 区は、芸術文化活動を行う区民と連携及び協力をし、地域における人材、情報等を生かして、ともに芸術文化の振興を図るものとする。

(芸術文化振興のための計画)

第4条 区長は、芸術文化の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(芸術文化振興のための条件整備)

第5条 区は、地域における芸術文化活動の活性化及び発展を図るため、芸術文化施設を整備し、又は有効に活用することにより、芸術文化活動の場及び機会を積極的に提供するとともに、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 区は、区民の芸術文化活動が幅広く展開されるよう必要な支援を行うものとする。

(伝統文化の保存等)

第6条 区は、将来にわたり伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(芸術文化の担い手の育成)

第7条 区は、芸術文化を継承し、又は発展させる者、芸術文化の創造的活動を行う者その他の芸術文化を担う者に対して必要な支援を行うことにより、その育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等のための芸術文化の振興)

第8条 区は、高齢者、障害者等の芸術文化活動の促進を図るため、高齢者、障害者等が活発に活動できる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年のための芸術文化の振興)

第9条 区は、次代を担う青少年の豊かな人間性を育み、芸術文化への理解を深めるため、青少年の芸術文化活動の充実を図るものとする。

(国の内外との芸術文化交流)

第 10 条 区は、地域における芸術文化活動の活性化を図るため、国の内外の地域との芸術文化の交流を図るものとする。

(顕彰)

第 11 条 区は、優れた芸術文化活動を奨励し、芸術文化活動の発展を図るため、芸術文化に関する顕彰をすることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 目黒区芸術文化振興プラン改定の経過

### (1) 会議体による検討

日 程		主な議題
目黒区芸術文化進行計画改定検討委員会準備会	令和6年5月20日	計画改定の進め方について
第1回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会	令和6年6月21日	計画改定の方向性とスケジュールについて
第1回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会	令和6年9月27日	基礎調査結果について
第2回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会	令和6年10月4日	基礎調査結果について
第2回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会	令和7年1月21日	区民意識調査結果について
第3回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会 (書面開催)	令和7年2月6日から 令和7年2月14日まで	区民意識調査結果について
第3回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会	令和7年3月31日	計画改定骨子(案)について
第4回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会	令和7年4月21日	計画改定骨子(案)について
第4回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会 (書面開催)	令和7年7月2日から 令和7年7月11日まで	計画改定素案(たたき台)の確認について
第5回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会 (書面開催)		
第5回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会	令和7年9月2日	計画改定素案(案)について
第6回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会	令和7年9月25日	計画改定素案(案)について
第6回 目黒区芸術文化振興計画改定検討会	令和8年1月8日	計画改定案(案)について
第7回 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会	令和8年1月15日	計画改定案(案)について

### (2) 芸術文化に関する意識調査の実施

調査名	令和6年度芸術文化に関する意識調査
調査期間	令和6年8月19日から令和6年9月9日まで
調査対象	目黒区在住の16歳以上の男女3,000人
回収数	755件
回収率	25.2%

### (3) 芸術文化に関する小学生・中学生アンケートの実施

調査名	芸術文化に関する小学生・中学生アンケート
調査期間	令和6年7月10日から令和6年9月1日まで
対 象	目黒区内の小学校(22校)及び中学校(9校)に通う 小学5～6年生及び中学1～3年生 約6,000人
回収数	507人
回収率	8.5%

### (4) パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和7年10月15日から令和7年11月17日まで
意見提出件数	33件

### 資料3 目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱及び名簿

目黒区芸術文化振興計画改定懇話会設置要綱

平成 26 年 6 月 12 日付け目区文第 418 号決定

(設置)

第1条 芸術文化振興に関する計画の改定に際し、目黒区における芸術文化振興のあり方について、多様な分野から専門的な助言を得るため、目黒区芸術文化振興計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 芸術文化振興の目指すべき目標に関すること。
- (2) 芸術文化振興に関する施策の基本的方向に関すること。
- (3) 区の役割、区民等との連携・協力のあり方をはじめとする芸術文化振興の進め方の基本的な方針に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、区長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者・専門家 6 人程度
- (2) 芸術文化関係団体関係者 2 人程度
- (3) 教育関係者 2 人程度
- (4) 区内に居住する者 2 人程度

(委員の任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を各 1 人置き、委員のうちから互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は、座長が招集する。

2 会議は、原則として公開とする。

(意見聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 懇話会は、懇話会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に定める委員及び懇話会が必要と認める者から、座長が指名する。

(事務局)

第9条 懇話会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

目黒区芸術文化振興計画改定懇話会 委員名簿

委員区分	氏名	役職等
座長	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
副座長	大野 はな恵	東京大学 先端科学技術研究センター特任助教
委員	青木 奈都子	NPO 法人目黒子ども劇場理事長
委員	岡田 敦子	東京音楽大学副学長
委員	奥津 健太郎	能楽師狂言方（伝統文化継承者）
委員	河村 満	目黒区民交響楽団団長
委員	瀬沼 美雪	目黒区立上目黒小学校長
委員	中務 裕太	株式会社 LDH JAPAN
委員	橋 秀文	目黒区美術館館長
委員	原田 恵一	目黒区立第一中学校長
委員	前山 裕司	新潟市美術館特任館長
委員	山本 美和	目黒区美術館トイコレクションボランティアチーム

（委員は 50 音順、敬称略、肩書は令和 6 年度の本計画改定懇話会設置時点）

## 資料4 目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領

目黒区芸術文化振興計画改定検討会設置要領

平成26年6月12日付け目区文第406号決定  
令和6年4月22日付け目区文第5139号改正  
令和6年6月12日付け目区文第5430号改正  
令和7年4月1日付け目区文第89号改正

(設置)

第1条 目黒区芸術文化振興条例(平成14年7月目黒区条例第43号)第4条に定める計画(以下「芸術文化振興計画」という。)の改定に関し、必要事項を検討することを目的として、目黒区芸術文化振興計画改定検討会(以下「検討会」という。)を設置し、その所掌事項、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について審議する。

- (1) 芸術文化振興計画の改定に関する事案を検討すること。
- (2) その他目黒区の芸術文化振興について必要な事案を検討すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化・スポーツ部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、文化・スポーツ部文化・交流課長をもって充てる。
- 4 委員は、芸術文化振興施策との関わりを考慮し、次に掲げるものとする。

- (1) 企画経営部企画経営課長
- (2) 資産経営部資産経営課長
- (3) 区民生活部地域振興課長
- (4) 区民生活部西部地区サービス事務長
- (5) 産業経済部産業経済・消費生活課長
- (6) 健康福祉部高齢福祉課長
- (7) 健康福祉部障害施策推進課長
- (8) 子ども若者部子ども若者課長
- (9) 教育委員会事務局教育指導課長
- (10) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (11) 街づくり推進部地区整備課長

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 検討会は、事業展開を効果的に行う取組みの重点化について専門的な助言等を得るため必要があると認めるときは、第3条に定める委員のほか、オブザーバーとして本計画改定業務支援事業者に出席を依頼し、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年6月12日から施行する。

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

この要領は、令和6年6月12日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

#### 目黒区芸術文化振興計画改定検討会名簿

委員

職	備 考
文化・スポーツ部長	委員長
企画経営部企画経営課長	
資産経営部資産経営課長	
区民生活部地域振興課長	
区民生活部西部地区サービス事務長	
産業経済部産業経済・消費生活課長	
文化・スポーツ部文化・交流課長	副委員長
健康福祉部高齢福祉課長	
健康福祉部障害施策推進課長	
子ども若者部子ども若者課長	
教育委員会事務局教育指導課長	
教育委員会事務局生涯学習課長	
街づくり推進部地区整備課長	

## 資料5 用語解説

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略で、ネットワークを介して人と人がつながり、情報を伝達する通信技術のこと。
アウトリーチ	芸術文化分野においては、芸術文化に接する機会や関心がない人々に対し、興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかけるなどの様々な活動。例として、音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動などがある。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
SDGs	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
NPO	Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づく認証を取得し、法人登記した団体を NPO 法人という。
オープンスペース	都市において、公園、広場、河川等建築物のない空間のこと。防災上の役割を担うほか、良好な都市景観形成、遊びやレクリエーションの場としての役割ももっている。
社会包摂	違いを尊重し、柔軟で多様性に富む社会をつくること。
バリアフリー	バリアとは「障壁」のことで、健康で自分らしく暮らせるまち、快適で暮らしやすい持続可能なまちを目指し、様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこと。
ワークショップ	芸術家等の専門家の指導を受けながら、参加者が共同で創作、鑑賞、議論等を行う活動。（「東京文化ビジョン」より）

## めぐろ芸術文化振興プラン

令和8年3月発行

発 行 目黒区

編 集 目黒区 文化・スポーツ部 文化・交流課  
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電 話 03-5722-9553

F A X 03-5722-9378

印 刷 株式会社地域計画建築研究所

